

渇水に伴う影響と対応状況

平成 17 年 9 月 7 日

厚 生 労 働 省

(1) 水道断減水状況

平成 17 年 9 月 7 日現在、昨日まで香川県、島根県において実施されていた減圧給水は、水源状況の改善を受け、全て解除された。

特に、香川県においては、県内の水道用水の約 50%を依存する早明浦ダムの利水容量が 9 月 1 日に 0 となり、5 市 13 町において最大 35%の減圧給水という厳しい状況であったが、台風 14 号に伴う降雨により、早明浦ダムの貯水量が 100 %に回復し、取水制限が全面解除されたことを受け、給水制限を実施していた香川県内の全市町において給水制限が全面解除された。

(2) 厚生労働省の体制

9 月 1 日、厚生労働省水道渇水対策本部設置

9 月 7 日、厚生労働省水道渇水対策本部解散

(3) 香川県において現在までに実施した対策

①水源・用水の確保

- ・ 発電用水の水道用水への融通（香川県 1.81m³/s）
- ・ 農業用井戸等からの水道用水への融通（高松市、観音寺市、大野原町）
- ・ 工業用水専用ダム（府中ダム）からの水道用水への融通（香川県用水供給事業）
- ・ 緊急水源としての井戸の掘削（丸亀市、三木町）
- ・ 家庭用井戸（水質検査後、飲用等に使用）、雑用水用井戸の活用（高松市、坂出市、香川町、三木町、牟礼町、宇多津町、仁尾町）

②給水支援として

- ・隣接する町からの分水（豊中町から仁尾町、高瀬町へ）
- ・他町からの給水タンクによる水運搬（豊中町から詫間町へ）
- ・各水道事業体からの要請に備えた、中国四国地方の水道事業体等の所有する給水車、給水タンクなどの資機材の種類・数量の把握と初動体制で支援可能な資機材の種類・数量の把握（厚生労働省水道渇水対策本部）
- ・各水道事業体からの要請に備えた、給水車等の資機材と人員の派遣体制の準備（（社）日本水道協会中国四国支部の会員（水道事業体等））

③節水対策として〈関係自治体等で実施〉

- ・懸垂幕の設置
- ・広報車、有線放送、ケーブルTV、広報誌での節水呼びかけ
- ・大口使用者への節水依頼
- ・公営プール、学校プール、公営浴場の休止
- ・ガソリンスタンドの洗車自粛要請